

群馬自治

1

平成26年

No.339

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 ☎027-290-1352



初冬の富士見田代

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 51

特集

結び会う社会へ／転換期を迎えた日本／内山 節

町村トップ通信

昭和村／堤 盛吉村長

県町村会／

全国町村長大会・平成26年度法令外負担金等規制結果・平成26年度県予算編成及び施策に関する要望活動・関東町村会トップマネジメントセミナー

議会から二燈

南牧村／石井輝雄 群馬県町村議会議長会理事

県町村議会議長会／

第57回町村議会議長全国大会・第38回豪雪地帯町村議会議長全国大会
町村議会議員研修会・議会広報研修会

おすすめの一冊⑤8 「生き心地の良い町」

南牧村のこの頃

平成十六年十月、上位に位置する町村が軒並み合併したため、南牧村は押し上げられる形で全国一位になりました。そうです、高齢化率の日本一です。以来いまだトップの座を明け渡していません。また、その数年後から頻繁に聞かれるようになった「限界集落」という言葉も本村を象徴している感があります。こんなことを聞くと大多数の人々は、南牧村というところは閉塞感があり、高齢者が細々と暮らしているという暗いイメージを抱くことと思います。ところがここに住んでいる方々は、そんなことはどこ吹く風で、日々活き活きと暮らしています。ゲートボールやグラウンドゴルフの大会があればその戦況に一喜一憂し、輪投げ大会などは大勢が参加し会場は熱気に包まれます。私にはそんな高齢者が遅咲きの青春を謳歌しているように思えます。清酒を嘔吐している私とは大違いです。

このように元氣な高齢者がたくさん住む村に、平成二十四年三月にさらに元氣がでるできごとがありました。女の子の誕生です。いつでも人間の子供ではなく、本村の若者たちで組織している「明日の南牧を創る会」が、村内に募集をかけデザイン化した村のマスコットキャラクターの「なんしーちゃん」です。なんしーちゃんは、東にイベントがあれば駆けつけ、西に泣く子がいれば陽気になるまい、東京から依頼があればテレビ出演もこなすなど、大変忙しく動き回っています。ただ住所不定でまだ住民登録はしていないようです。

ところでここ数年、本村にゆかりのなかった人々がちらほら村内で暮らし始めています。新しい住民のもとで空家も生まれ変わっています。南牧に住みたいと思う何か魅力があったんだと思いますが、そういうものがわかったとき、再び活気が戻ってくるのだと思います。それがどういふものなのかを見つけるのが今の課題です。

南牧村は今年、五十九年目を迎えますが、先人たちが築いてくれた村を今後につなげていければと思っています。

(南牧村 浅川 秀行)



道州制から誇るべき「町村の自治」を守るために

群馬県町村会
（神流町長）

宮前 敏十郎

謹賀新年

平成二十六年元旦

【群馬県町村会】

会長 宮前 敏十郎
（神流町長）

副会長 市川 宣夫
（南牧村長）

〃 貫井 孝道
（玉村町長）

理事 石関 昭
（吉岡町長）

〃 高山 欣也
（長野原町長）

〃 荒木 毅
（高山村長）

〃 千明 金造
（片品村長）

〃 関 清
（川場村長）

〃 恩田 久
（明和町長）

〃 金子 正一
（邑楽町長）

監事 茂原 莊一
（甘楽町長）

〃 金井 康行
（下仁田町長）

事務局長 梅村 透
外職員 一同

新年明けましておめでとうございます。皆様にはそれぞれご健勝にて新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年七月の参議院議員選挙の結果、いわゆる「ねじれ国会」が解消されたことから、法案成立もスムーズになり、政策の決定と実行のスピードが加速する状況になりました。すでに、国内経済では、アベノミクスによる景気回復基調が報じられています。地方においてはトリクルダウン効果が一向に出ていないように思われます。町村は、安定政権であるが故の負の影響を大きく受けることにならないかもしれません。

とりわけ、全国町村会が平成二十年、二十四年そして昨年の全国町村長大会において特別決議として断固反対を表明している道州制については、その必要性自体の議論が全くなされないまま、さらに国民が切実にその

導入を望んでいないにもかかわらず、与党は「道州制推進基本法案」を国会へ提出しようとしています。

地方自治は、本来、住民が自己の属する自治体の政治行政の善悪や利害を敏感に感じる範囲で行うべきもので、あまり広大な地域や大人口の下では、実行し難いものです。属する社会のことを共に考え合うところから、同一自治体の住民としての責任、連帯意識や協力の心が育ち、名実共に自分達が地域社会の主人公であると常に意識するようにになります。そして、そのことが住民の自治体に対する愛着や誇り、さらに、住民の幸福感を醸成することになると確信いたします。このことは、住民の自治意識の尺度となる国政選挙又は県政選挙における市町村別の投票率でも明らかです。

基礎自治体の規模を人為的に無理やり大きくし、住民自治を

軽視する道州制については、地方交付税の廃止による道州間格差の拡大、道州内の基礎自治体間格差の拡大、基礎自治体内の地域間格差の拡大及び基礎自治体の大規模化による住民自治の衰退が明らかです。そして、地域における住民自治の衰退により、住民の連帯意識、ひいては国民の連帯意識を衰退させ、地域社会はもとより国の崩壊につながっていくことを危惧いたします。

本県の町村の多くは農山村地域にあり、これまでも国土や自然環境の保全、食料の安定供給、水資源の涵養、地球温暖化対策に資する森林の整備等に加え、地域の伝統・文化の継承など重要な公益的機能を果たしてきました。また、住民がやり甲斐を実感するとされている公益に貢献する出番や住民と行政、住民と住民が協力し合う場面が都市部に比べて格段に多く、「豊縁社会」を維持しています。そんな

なかげがえのない誇るべき「町村の自治」を道州制が壊そうとしています。

本会では、このような危機的状況を踏まえ、県内二十三町村の連携をさらに強化するとともに、道州制の導入阻止をはじめ、町村の基幹産業である農業のみならず地域経済や国民生活、食の安全・安心に甚大な影響を与えることが懸念されるTPPなど、町村にとつての重要問題解決のため、引き続き政府・国会に対する政務活動に注力し、誇るべき「町村の自治」を維持・発展できるような活動して参りますので、各町村のご協力をお願いいたします。

町村が直面する課題は山積しておりますが、本年がそれぞれの町村にとって良い年であり、各町村が益々発展されることを祈念いたしまして、新年に当たってのご挨拶とさせていただきます。



住民の信託に十分応えられる議会を

群馬県町村議会議長会会長
(榛東村議会議長)

高橋 正

明けましておめでとうござい
ます。

皆様におかれましてはつつが
なく新しい年をお迎えのことと
お慶び申し上げます。

さて、東日本大震災から、早
や三年が経過しようとしていま
すが、未だ多くの被災者が避難
生活を余儀なくされ、被災者の
生活再建やインフラ整備、災害
廃棄物の処理などの解決すべき
課題が山積しており、福島第一
原子力発電所事故への対応に関

しましても、汚染水漏れをはじ
めとする様々な問題が表出して
おります。

これらの解決、一刻も早い事
故の収束を心から願いますとと
もに、我々は、この東日本大震
災に対する思いを絶対に風化さ
せてはなりません。

一方、我が国の経済は、アベ
ノミクスの効果により景気回復
の兆しが見られ、この景気回復
の更なる後押しになるであろう
二〇二〇年のオリンピック・パ

ラリンピックの東京開催決定と
いう大変喜ばしいニュースもあ
りました。

しかしながら、町村におきま
しては、依然として厳しい状況
が続いております。この効果が、
一日でも早く、我々町村のもと
に届くことを切に願うものであ
ります。

昨年来から懸念しております
「道州制」については、効率性
や経済性のみを優先し、地理的、
文化的な違いや住民の声を無視
し、一方的に再編される基礎自
治体や道州は、行政と住民の距
離を広げ、住民自治が衰退して
しまうことから、今後も導入反
対を断固求めていきたいと思っ
ます。

また、現在、交渉が行われて
いるTPPについては、農山漁
村の崩壊に繋がるものとならな
いか非常に心配しております。

我々日本人の故郷である農山

漁村を大事にすることが、ひい
てはこの国に平安と繁栄をもた
らすものだと思いますので、政府
においては、町村の実情に十分
配慮した交渉を行っていただ
き、併せて農山漁村を活性化さ
せるための方策も早急に講じて
いただきたいと存じます。

これからも県内町村、それぞ
れの地域が自主・自立の精神を
持つて、地域振興を図るため、
議会会自らが改革・活性化に努
め、住民の信託に十分応えられ
る議会としていかなばなりませ
ん。

私も県内町村議会のため微力
ながら全精力を傾注してまい
る所存ですので、議長並びに議員
各位のご支援、ご協力を引き続
きよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多
幸をご祈念申し上げ、新年のご
あいさつといたします。

謹賀新年

平成二十六年元旦

【群馬県町村議会議長会】

会 長 高橋 正

副 会 長 竹内 良太郎
(長野原町議長)

理 事 柳沢 浩一
(玉村町議長)

〃 田村 利男
(神流町議長)

〃 石井 輝雄
(南牧村議長)

〃 藤井 富夫
(昭和村議長)

〃 細田 芳雄
(千代田町議長)

監 事 平形 富二天
(高山村議長)

事務局長 梅村 透
外職員一同





みなが住みたい 住んで良かった村づくり

昭和村長 埴 盛吉

◎昭和村の紹介

昭和村は、赤城山の裾野西北に位置し、美しく悠々とした百名山などを望むことができます。耕作の風景は、自然との調和を美しく織りなし、標高四〇〇から八〇〇メートルなる赤城高原地帯では、新鮮で美味しい野菜が収穫でき首都圏の台所とされています。生産量日本一を誇るこんにゃく芋の生産は盛んで、まさに昭和村は全国に自慢できる「野菜王国」です。基幹産業の農業や商工業の振興を基盤に「自主自立の村」、「元氣な村」として邁進しています。



レタス畑

最近では、農業の大規模化が目覚ましく、担い手である若者の就農も活気にあふれ、活躍が期待されます。

昭和村の玄関口でもあります関越自動車道昭和インターチェンジの向かいには、広大な敷地の関屋工業団地があり、世界的にも優良な企業が進出し、本村の産業の活性化にも繋がっております。

◎道の駅「あぐりーむ昭和」

平成十年の関越道昭和インターチェンジ供用開始とともに営業してきた農産物直売所「旬菜館」のリニューアルやトイレ・駐車場の拡張などを行い、「あぐりーむ昭和」として、平成二十三年三月三日念願の道の駅に認定され、道の駅内に、新たにあぐりーむ館（農家レストラン）、足湯などを開設し、同年七月三十日に道の駅「あぐりーむ昭和」がオープンしました。「野菜王国」の新鮮野菜はも

昭和村の道の駅「あぐりーむ昭和」



昭和村の道の駅「あぐりーむ昭和」



ちろん、昭和村の特産物であるこんにゃくと昭和村で収穫される新鮮で美味しい野菜やフルーツをふんだんに使った創作料理を提供する農家レストラン、道の駅に訪れた方が気軽に野菜収穫体験やオーナー型の農業体験ができる「あぐりーむ学校」など村内外から大勢の利用客が訪れています。

今後も、道の駅「あぐりーむ昭和」を拠点とし、野菜収穫体験やこんにゃくづくり体験など村の特性を生かした道の駅とし

て、地域振興や観光振興を図っていきます。

◎景観づくりに向けて

昭和村は、平成二十一年十月に「日本で最も美しい村」連合に加盟いたしました。村の貴重な地域資源である、魅力あふれる景観や風景を守り、次世代に引き継ぐとともに、これらを生かした活力ある村を目指すため、先代から受け継がれた歴史や文化を「守る」次世代に向けた魅力ある景観を「創る」昭和に暮らす村民と企業が「育む」ことなどを目的に景観計画策定に取り組んでいます。

◎安全安心な村を目指して

昭和村では、安全安心対策の重点項目の一つを「防災情報の確かな周知」としています。

そのため、村では、FM波で防災情報などを専用端末機から



昭和村全景

自動起動し、放送する「緊急告知FMラジオ」、防災や防犯などの情報をメールにて周知する「集メールと一部のエリアメール」そして、先に情報を録音しておき、電話利用にて情報を得ることができる「テレドーム」を活用し、情報提供を実施しています。

そして、既存の設備に加え、村では、平成二十五年八月より、「特別気象警報」の住民周知の義務化や災害発生時における避難勧告などを的確に伝達していくためには、防災無線の配備が必要であると判断し、設置に向けた検討を現在しております。

東日本大震災の一つの教訓として、気象状況により防災無線が届かないなどのリスクがあったと聴きますが、情報取得のための選択肢を増やすということは、住民が所在する場で最も確認しやすい方法で情報取得をしていただけることを願うものであり、こうした選択肢を増やすことも行政の責務であると思っております。

また、最近の異常気象によるゲリラ豪雨や竜巻の発生など、不測の事態にも備えていきたいと思っております。



結び会う社会へ ～ 転換期を迎えた日本～

哲学者・立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授 内山 節

最近の学生たちは、就職希望先に「人々や社会に役に立つ仕事」をあげる人が多くなっている。たとえば金融機関を希望している場合でも、地域と密着している地域づくりに貢献できるような金融機関を探している学生は多い。一昔前なら、どの銀行が経営的に安定しているか、給与はどこが高いか、昇進はどこが速いかといったことが学生たちの話題になっていたはずなのに、最近では待遇よりも社会のためになる仕事ができるかどうかの方が重要になってきている。

この変化を生み出した理由のひとつは、今日の企業労働の過酷さだろう。大学の卒業生でも約三割が非正規雇用である。ブラック企業といわれる悪辣な経営をする企業も例外ではないし、正規雇用の人たちの仕事も年々過酷になっている。たとえば大きな企業に勤めたところで、

かつてのような将来の安定性は保証されていない。これらの現実が「何のために働くのか」という根本的な問いを若者たちに抱かせるようになった。

さらに、次のような理由もある。いまの若い世代の両親たちは、日本経済の成長とともに大半の時間を過ごしてきた。ゆえに、多くの人たちは収入も安定していたし、家を買ったり海外旅行に行ったりというようなことも可能な生活をしてきた。ところがいまの若い世代から見ると、この両親の世代が幸せに暮らしているようにみえないのである。別に不幸だということではない。現実の暮らしとしてはある程度のお金もあり、むしろ豊かな世代だということもできる。ところがその世代にはお金による豊かさしか感じられない。人間の生き方としては、逆に貧しささえ感じられてしまうのである。

もしそうだとするならば、何が欠けていたのだろうか。それは結びあう楽しさであり、ともに生きる充実感である。戦後の日本は個人の時代をつくり、それゆえにその個人はお金に依存するしかない生き方をつくってきた。それが金銭的には豊かでも、人間のあり方としては貧しく孤独な社会をつくりだしてしまった。

そんな思いが今日の若者たちには広がっていて、それが就職活動にも反映されているばかりでなく、農村に移る人々やNPOで働くことを希望する若者、社会のためになる企業をつくるうとするソーシャル・ビジネス型の起業をめざす動きなどを促進してきた。こうして都市においても、少し前まではなかったような若い人たちの動きが目立つようになった。

今日の人々は高度成長期が過ぎ去りだした経済至上主義的な生

き方から、「働くことの意味」や「生きることの意味」、「暮らすことの意味」を問いたおしはじめていのである。この動きが都市でも農山村でも、ゆっくりではあるが確実に進行している。

それは私が暮らす群馬県の山村、上野村からもみいだすことができる。私は四十年と少し前に、偶然この村を訪れた。人々が自然とともに暮らす姿や共同体とともにある地域の様子は、東京生まれの私にとっては新鮮であり魅力的だった。私はこの村で長期滞在を繰り返すようになり、いつの間にかここが私の村だと感じるようになった。

上野村は数字上は決して豊かな村ではない。村人の平均所得は日本の平均をはるかに下回っている。しかし貧しくはないのである。山や川は四季折々に村の暮らしを支えてくれるし、何よりもここにはお互いを評価しながら支え合う伝統的な共同体がある。そのなかに祭りや郷土料理、人々の集いなどが埋め込まれていて、自然や人々ともに生きるがゆえに手に入る充足感がここにはある。だから村人は「収入は多くないが生きていく

場所としてはこの村は最高だね」という。

もちろん村も、村人も、所得が増やせるなら増やしたいと思っ
ている。その努力もしている。
「しかし」と村人たちは言う。
「所得を増やそうとして大事な
ものを壊してしまったら何にも
ならないよ」と。

村人は壊したくないものをも
っているのである。経済よりも
もっと大事なものがこの村には
ある。二十年ほど前のある日、
偶然出会った村人が私の顔を見
ると「あんな恥ずかしい思いを
したのははじめてだ」と言っ

て、少し怒った表情を見せながら私
に話しかけてきた。村の外の業
者からちよつとした開発計画が
持ち込まれたらしい。この計画
に乗るべきかどうかをめぐつ
て、影響を受ける集落で合同の
寄り合いがあった。議論の末に
この計画は受け入れないことが
決まった。その議論の過程で

「われわれも生きていかなけれ
ばならないんだから」とか「き
れい事だけでは生きていけな
い」というような発言をした人
がいたのだという。「まだこん
なことを言う奴がいるとは、本
当に恥ずかしい」とその人は言

った。「みんな生きているでは
ないか。生きていけない人なん
てこの村にはいないではない
か。それなのに、こういう言い
方が切り札になると思っている
奴がまだこの村にいるとは。村
の良さをなんだと思っているん
だ」。彼の怒りは収まらなかつ
た。話を聞いてみると、どうや
らその人の発言が「受け入れな
い」という結論を決定的にした
らしい。「そんな理由で受け入
れるのは村の恥だ」という意見
が大勢を占め、圧倒的多数の意
見としてこの計画は葬り去られ
た。

働くことや生きていることは、風
土や地域と結ばれていてこそ充
実感がある。だからそれはコミ
ュニティⅡ共同体論でもある。
さまざまなものとのどんなふう
に結ばれ、支え合うのかというこ
とと、生きることに、働くことは
どこかでつながっていないけれ
ばいけない。

いまの都市の若者たちが感じ
ているのもそのことである。現
在の日本の社会は、戦後の、と
りわけ高度成長期の影響もあつ
て、どちらかというと高齢者ほ
ど個人主義的である。自分の利
益を基準にして物事を考える人

が多い。ところが自分の利益を
中心にして生きようになると、
と、お金や経済への依存度が高
くなり、その結果風土や地域、
コミュニティⅡ共同体の意義な
どは顧みられなくなっていく。
ともに生きる世界が視野に入ら
なくなっていくのである。こう
してつくられてきたのが今日の
社会だ。ある程度の経済的豊か
さは形成されている。しかし自
分の利益を中心にして考えるが
ゆえに人々は孤立し、東京では
死んでも誰にも葬式をあげても
らえない人が十人に一人という
状況まで生まれている。人とし
ての最低限のつながりまでが切
れてしまったのである。この状
態に幸せな生をみいだすのは難
しい。

経済は魔物である。一面では
それは人間たちを豊かにする。
しかし他面では、経済はこの社
会をバラバラな個人の社会に変
え、お金以外に頼るものがない
人々をつくりだしてしまう。こ
うして経済的には豊かになった
はずなのに、生きる世界として
は貧しい人々を大量に生みだし
てしまう。

今日の課題はこの現実と向き
合うことなのである。だから多

くの人々がコミュニティⅡ共同
体をどうつくりだしていったら
よいのかと考え、コミュニティ
や地域を守るための労働のかた
ちを模索する時代が生まれてき
た。働くことと生きること、地
域とともに生きることが一体的
なものでなければならなかった
ことに、気づく人たちが増えて
きたのである。

ところがいまの政治の動きを
みてみると、経済が発展すれば
人間は豊かになっていくという
すでに破綻した論理がまかり通
っているかのようである。現在
向き合わなければいけないこと
は、経済だけに目を奪われてい
るうちに、人間の生きる世界が
貧しくなったということの方に
あるというのに、である。しか
もこれからさらなる経済成長が
ありうるかどうかも疑わしい。
なぜなら経済成長のためには需
要が増えなければならぬのだ
けれど、いまの日本を見れば需
要が拡大する余地はほとんどな
い。人口はむしろ減少してい
く、高齢者が増えれば購買力も
低下していくだろう。さらに
人々は必要なものはほとんど
持っている。もちろんスマホが新
しい市場をつくったり、という

プロフィール

哲学者・立教大学大学院教授 内山 節（うちやま たかし）

1950年東京都世田谷区生まれ

哲学者・立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授

NPO法人「森づくりフォーラム」代表理事

1970年頃から、東京と群馬県の山村、上野村との二重生活をしている

主な著書

- 『労働過程論ノート』（1976年、増補版1984年、田畑書店）
- 『山里の釣りから』（1980年、日本経済評論社）
- 1995年、岩波書店「同時代ライブラリー」
- 『存在からの哲学』（1980年、毎日新聞社）
- 『戦後日本の労働過程』（1982年、三一書房）
- 『労働の哲学』（1982年、田畑書店）
- 『フランスへのエッセー』（1983年、三一書房）
- 『哲学の冒険』（1985年、毎日新聞社）
- 1999年、「平凡社ライブラリー」
- 『自然と労働』（1986年、農文協）
- 『自然と人間の哲学』（1988年、岩波書店）
- 『情景のなかの労働』（1988年、有斐閣）
- 『〈森林社会学〉宣言』（編著書、1989年、有斐閣）
- 『自然・労働・協同社会の理論』（1989年、農文協）
- 『続・哲学の冒険』（1990年、毎日新聞社）
- 『山里紀行』（1990年、日本経済評論社）
- 『戦後思想の旅から』（1992年、有斐閣）
- 『やませみの鳴く谷』（1992年、新潮社）
- 『時間についての十二章』（1993年、岩波書店）
- 『森にかよう道』（1994年、新潮社）
- 『森の旅』（1996年、日本経済評論社）
- 『子どもたちの時間』（1996年、岩波書店）
- 『思想としての労働』（共著書、1997年、農文協）
- 『貨幣の思想史』（1997年、新潮社）
- 『ローカルな思想を創る』（1998年、共著書、農文協）
- 『市場経済を組み替える』（1999年、共著書、農文協）
- 『自由論』（1998年、岩波書店）
- 『里の在処』（2001年、新潮社）
- 『〈里〉という思想』（2005年、新潮社）
- 『創造的であるということ』（上下巻2006年、農山漁村文化協会）
- 『戦争という仕事』（2006年、信濃毎日新聞社）
- 『日本人はなぜキツネにだまされなくなったのか』（2007年、講談社現代新書）
- 『怯えの時代』（2009年、新潮社）
- 『清浄なる精神』（2009年、信濃毎日新聞社）
- 『共同体の基礎理論』（2010年、農山漁村文化協会）
- 『自然の奥の神々』（写真・秋月岩魚、文・内山 節、2010年、宝島社）

ことはありうるが、それはインターネットで買い物をする人が増えれば商店で買い物をする人が減少するだけのことであって、全体の需要が増大するわけではない。さらに国内需要が頭打ちになっているからといって海外への輸出が増やせるかといえば、海外市場では新興国や途

上国の安い労働力に依存した商品との過酷な価格競争がまわっている、日本の電気製品がそうないように、むしろ市場を奪われているのが現実なのである。公共事業の拡大で需要をつくりだそうとしても、すでに日本の財政は破綻寸前である。

とすると今日の課題は、どのような経済をつくり、どのような働き方をすれば人々が豊かな生活を享受できるのかを検討することにあるといってもいいだろう。地域やコミュニティとどのように結ばれ、自然や風土とどんな結び方をするとき私たちは豊かな生を受け取ることができるのか。TPPをとおして農村

を破壊することではなく、いかに豊かな農村をつくり、都市と農村の豊かな関係をつくるのかの方が現在では重要だ。私たちの現在の視線は、ともに生きる豊かさをもった社会の方を向いていなければならないのである。

「道州制基本法案」国会提出反対と

道州制導入反対の特別決議を採択

全国町村長大会を開催



平成25年11月20日 NHKホール

平成二十五年十一月二十日、正午から、東京都渋谷区のNHKホールにおいて、全国町村長大会が開催された。

この大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるような、多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で開催されたもので、全国九百三十の町村長、各



安倍晋三内閣総理大臣

都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、赤松広隆衆議院副議長、関口昌一総務副大臣など約千三百人が出席した。

はじめに安倍内閣総理大臣から、「美しい国の原点はまさに町村にあり、その中で町村長は行政の責任者として、その地域の子どもたちの未来に責任を負っている。地域で頑張る人たちが希望を持って、その地域の子どもたちがその地域で育つことに誇りを持って未来を見つめていくことができる、そういう日本を創っていくことが安倍政権の中心的な課題であり、その実現に全力で取り組む。」と挨拶した。

続いて、藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）から挨拶があり、安倍総理の経済対策



藤原忠彦全国町村会長

「アベノミクス」の効果が一部の大企業・大都市にとどまっておらず、全国津々浦々まで地域経済が活力を取り戻すには道半ばであると指摘。地方の元気なくして日本の元気はないと述べた上で、「町村を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、誇りある、それぞれの地域づくりのために、今後とも、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいくこうではないか。」と参加者に訴えた。

藤原会長の挨拶の後、赤松衆議院副議長、関口総務副大臣、石破自由民主党幹事長、蓬全国町村議会議長会会長が挨拶を行った。

その後、町村長への応援メッセージとして東京大学名誉教授の大森彌氏が登壇、道州制、T P P、人口減少と町村を取り巻く懸念事項を指摘した後、「町村長は日本にとってかけがえない町村のリーダーであり、大自然の営みに感謝し、人々の間の絆を大切にすることで、お金では換算できない価値を生み出している。これこそが農山漁村地域及び町村の力であり、今後幾重もの困難が待ち受けていると思うが、町村の希望なしに日本の希望はないので、明日の町村、明日の日本を切り開いていっていただきたい」と参加者を激励した。



大森彌東京大学名誉教授

め、わが国の再生を進めていくためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

一、東日本大震災からの早期の復興をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。

一、真の地方分権改革を強力に推進すること。

一、地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

一、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するとともに、自動車取得税の見直しは代替財源の確保を前提とすること。

一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化をはかること。

一、T P P交渉にあたっては、国益の堅持と重要5品目等聖

特別

我々は、これまで平成二十年と二十四年の全国町村長大会において、道州制の導入に反対する特別決議を採択し関係方面へ要請活動を行ってきた。

これら特別決議では、道州制への漠然としたイメージや期待感のみ先行し、国民の感覚から遊離していること、道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていくことなどの問題点を指摘した。

しかしながら、我々の懸念や主張にもかかわらず、与党は「道州制基本法案」の国会提出を目指すとしている。道州制の必要性自体の議論が全くなされないまま、示されている法案が通れば、総理大臣の諮問機関である「道州制国民会議」において、道州制導入が既成事実化さ

域の確保に万全を期すること。
一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。
以上決議する。

決議

れ、具体的な制度設計が行われることになる。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある。

それぞれの地域には歴史、文化、慣習、伝統といった地域の特色があり、国土の多様な姿に見合った多彩な町村が存在することがこの国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることを忘れてはならない。

よって、我々は、「道州制基本法案」の国会提出と道州制の導入に断固として反対していく。

決

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

議

最後に、議事として、決議・特別決議及び大会要望を審議し、それぞれが採択・決定され大会を閉じた。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口流出、景気回復が未だ波及していないことによる税収の低迷、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、さらにT P P交渉の帰趨によつては、一層深刻な状況となることが懸念されている。

加えて、東日本大震災の被災地における本格的な復興をはじ

法令外負担金等 規制委員会を開催

群馬県市長会及び群馬県町村会が事務局となり、十二市長及び県町村会理事で構成する法令外負担金等規制委員会が、平成二十五年十一月十五日に群馬県市町村会館特別会議室で開催され、規制対象四十九団体から提出された平

成二十六年都市町村負担金の取り扱いについて審議した。

平成二十六年負担金については、慎重審議の結果、次のとおり各団体の法令外負担金を規制することを決定するとともに、関係団体へ協力要請した。

I 規則 結果

【11・12ページのとり】

II 平成二十六年 法令外負担金等の 審査方針

1 基本方針

昨年の政権交代以降、日本経済に明るい兆しが見えてきてはいるものの、未だ身近に実感できておらず、地方を取り巻く情勢は、緒に就いたばかりの震災復興、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による指定廃棄物処理問題など、解決に時間を要する課題が山積している状

況である。

こうしたなかにあつて我々市町村は、住民に最も身近な行政主体として、日常生活に欠くことのできない福祉、医療などのサービスの提供や都市基盤・防災基盤の整備等に真摯に取り組んでいるところであるが、現下の厳しい地方財政状況を踏まえ、今後も更なる行財政改革に徹底的に取り組む、財政体質の健全化に努力していかなければならない。

よって、市町村が支出する各種団体への法令外負担金等については、これまでも運営内容を聴取しつつ適正な負担を認め、一定の成果を収めてきたところではあるが、市町村財政が非常

2 具体的審査方針

に厳しい現状と行財政改革を尚一層推進する観点から、平成二十六年予算編成に向けて「法令外負担金等規制委員会」を設置し、その抑制と適正支出を図るものとする。

(1)事業内容の聴取の中で不要不急の選別を実施する。

(2)継続する各団体に対する負担金の額は、原則として次のとおりとする。

ア 当該団体における市町村負担金の総額は、前年度同額以内

イ 事業費を構成する各項目の積算単価は、前年度同額以内

群馬県町村会のホームページ掲載情報

<http://www.gck.gr.jp/>

県内の「町村長の主張」を中心に、全国町村会の各種要望、各種研修日程等を掲載しています。

《掲載情報》

- ・道州制推進基本法案に関する全国町村会長の全国会議員への書簡（全国町村会HP）
- ・本会定期総会における宣言及び決議
- ・ハッ場ダム建設推進に関する決議
- ・過去の宣言及び決議
- ・災害共済事業の案内
- ・平成25年度本会主催の研修日程
- ・平成25年度町村職員研修ガイド
- ・市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）研修一覧
- ・市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）研修一覧
- ・自治大学校研修計画
- ・群馬自治掲載コラム
- ・おすすめの一冊
- ・個人情報等保護関係
- ・関係団体へのリンク

ウ 事業費に対する比率による負担率は、前年度同率以内

(3)新規に負担金を必要とする団体は、原則として認めない。

(4)既存の団体にあつても、事業目的及び効果が薄いものについては、負担の停止又は負担期限の設定を行い順次廃止する。

(5)団体の人件費に係る経費の負担は、原則として増額しない。

(6)市町村負担金のみを財源としている団体等について、次の各項に該当するものは原則として負担金を廃止する。

ア 前年度の規制委員会において決定された事項を遵守しない団体

イ 自治体職員の表彰等の経費を支出している団体

(7)上部団体へ多額の会費・負担金を納めるために市町村負担金を徴収している団体については、減額も含め検討する。

団 体 名	委員会決定事項
群馬県防衛協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県広報協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬戸籍住民基本台帳事務協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県消防長会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県地域づくり協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県都市計画協会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県街路事業促進協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県農業会議	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
全国山村振興連盟群馬県支部	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県治山林道協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県国土調査推進協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県道路協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県河川協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県用地対策連絡協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県治水砂防協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
ダム・発電関係市町村全国協議会群馬県支部	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
公益財団法人群馬県観光物産国際協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり。なお、新たな算出方法の構築によって負担増となる市町村に対しては、可能な限り市町村負担金の減額に努めること
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会	市町村負担金の減額に努めること
群馬県保育協議会（県社協保育部会）	支出の抑制に努めること
群馬県老人福祉施設協議会	支出の抑制に努めること
公益財団法人群馬県防犯協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県簡易水道協会連合会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
日本水道協会群馬県支部	当分の間、負担金は無しとされたい
群馬県合併処理浄化槽普及促進協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県一般廃棄物処理施設等連絡協議会	増額を認めず、平成 25 年度負担金算出方法のとおり

団 体 名	委員会決定事項
群馬県下水道協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県市町村教育委員会連絡協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県町村教育長会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県小学校長会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり。ただし、個人会費は法令外負担金に含めない
群馬県中学校長会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり。ただし、個人会費は法令外負担金に含めない
群馬県中学校体育連盟	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県公立学校教頭会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり。ただし、個人会費は法令外負担金に含めない
群馬県公民館連合会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県図書館協会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県へき地教育振興会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県へき地教育研究連盟	申請どおり認める。ただし、負担金の増額は平成 26 年度限りとする
群馬県スポーツ推進委員協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県小学校中学校教育研究会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県特別支援教育研究会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県国公立幼稚園教育研究会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県学校保健会	平成 25 年度負担金算出方法のとおり
群馬県学校保健給食研究会養護教諭部会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県学校栄養士会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県公立小中養護学校事務研究会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県社会教育委員連絡協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県人権擁護委員連合会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
全国町村下水道推進協議会群馬県支部	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会	平成 26 年度負担金算出方法のとおり
公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま	増額を認めず、平成 25 年度負担金算出方法のとおり

県予算・施策に関する要望活動を実施

平成25年10月4日、大澤知事に対し、群馬県の平成26年度予算編成に伴い、県内町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。

平成二十六年県予算編成及び施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の各町村は、平成二十六年度においても、少子高齢化や財政難を反映して非常に厳しい行財政運営となります。

住民とより密接な関係にある我々町村においては、その長所を活かして住民自治を大切に、自己決定・自己責任の原則の下で、住民との協働により行財政の更なる質の向上及び効率

化を図って行かねばならないと認識しております。

群馬県におかれましても、厳しい財政状態であることは認識しておりますが、今回の要望事項は、「地方交付税の充実強化」「歳出特別枠」の確保及び適正執行の国への働きかけ、「地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続」、「指定廃棄物最終処分場に関する群馬県の対応」をはじめ、町村にとって、特に必要な要望事項ですので、その実現に



大澤知事と正副会長

ついて、特別のご配慮をお願いいたします。

特に、指定廃棄物最終処分場問題について、県は、実害及び風評被害を受けている被害県としての立場をご認識のうえ、県内の一部の市町村及び住民に最終処分場設置に伴う耐え難い苦痛を長期間にわたり受忍させることなく、全県民の安全・安心感を守るため及び風評被害から全県民の生活を守るため、県内

一、地方交付税の充実強化、「歳出特別枠」の確保及び適正執行について

総務部

地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、町村の運営にとって不可欠なものでありますので、これを堅持すること並びに交付税率を引き上げること並びに雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されている「歳出特別枠」を当面維持することに

自治体の先頭に立つて適切に対応いたします。

なお、現行の都道府県制のどこに問題があるのかの議論もほとんどない中で、基礎自治体の規模を無理やり大きくし、住民自治を軽視する効率一辺倒の道州制については、貴職におかれましては都道府県制を自己否定せず、反対の立場をとられますようお願い申し上げます。

ついて、国への働きかけを要望いたします。

また、地方交付税は地方の固有財源であり、地方公務員の給与削減のための手段として用いられた今回の一方的な削減措置は、地方自治の理念からあつてはならないことであります。今後、国がこのような措置を行わないよう併せて要望いたします。

二、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

住民へ安定した行政サービス

の提供を図るためには、自主財源を確保し健全な財政運営を継続することが必要不可欠であり、地方税の収入確保が極めて重要であります。

企業倒産や悪質な滞納者に対する滞納処分等、緊急的な事務処理を行うことが余儀なくされているなかで、県が実施している県税務職員の派遣制度を活用した助言等は町村にとって非常に心強く、徴収実績の向上に大きく貢献しています。

また、税源移譲に伴い更なる税収確保の対策や徴収組織の強化が急務となる中で、平成二十三年度から立ち上げられた地方税徴収対策推進会議の活動とおし、県との交流はもとより市町村間同士でも担当職員の相互派遣（併任）事業も実施され、着実に県と市町村間及び市町村同士の連携強化が図られ、協働作業による地方税全般的収入増加が着実に図られたところです。

町村におきましても県と連携しながら実情に応じた徴収対策を実施し、税収確保に取り組んでおりますが、組織マネジメントの強化、中堅職員の育成、困難案件の処理等依然課題が山積しております。

つきましては、町村も税収確保を最重要課題の一つと捉え取り組んで参りますので、県におきましても平成二十六年以降も、人員削減することなく専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等により県と市町村が連携した税収確保体制の強化充実に図ることを要望いたします。

三、道州制に対する群馬県の立場について

総務部

地方自治は、本来、住民が自己の属する自治体の政治行政の善悪や利害を敏感に感じる範囲で行うべきもので、あまり広大な地域や大人口の下では、実行し難いものです。属する社会のことを共に考え合うところから、同一自治体の住民としての責任、連帯意識や協力の心が育ち、名実共に自分達が地域社会の主人公であると常に意識するようにになります。そして、そのことが住民の自治体に対する愛着や誇り、さらに、住民の幸福

感を醸成することになると確信いたします。このことは、住民の自治意識の尺度となる国政選挙又は県政選挙における市町村別の投票率でも明らかです。

そのような住民の自治体に対する愛着や誇り、そして、住民の幸福感を無視した「道州制への移行のための改革基本法案」が先の第百八十三回通常国会に日本維新の会及びみんなの党から共同提出され、継続審議となつています。

現行の都道府県制のどこに問題があるのか、或いは、道州制について国民が確信を持てる具体的なメリットの議論がない中で、基礎自治体の規模を無理やり大きくし、住民自治を軽視する道州制については、地方交付税の廃止による道州間の格差の拡大、道州内の基礎自治体間格差の拡大、基礎自治体内の地域間格差の拡大及び基礎自治体の大規模化による住民自治の後退等が明らかであることから、群馬県におかれましては、都道府県制を自己否定せず、「大義なき道州制、合理性なき道州制」の導入について、反対の立場をとられますよう要望いたします。

四、全国級スポーツ大会開催地自治体への財政支援及び人的支援について

生活文化スポーツ部

年間を通して全国級のスポーツ大会が県内で開催されておりますが、大会開催地となった地元自治体は多くの人的労務や多額の費用等、大きな負担を負っています。

機構改革や国・県からの交付金や補助金の減額による歳出カットにより、職員数も毎年減少しており、大会運営のための精通した職員不足、施設整備にかかる多額の費用等、開催地の自治体は大変苦慮しております。

特に片品村では、平成二十五年度に全国中学校スキー大会を、翌二十六年度には国体スキー競技会を開催することが決定しており、また、二十八年度には全国高校スキー大会の開催も県高体連から要請されております。大会開催に必要な施設を有している県内自治体は、片品村を除いては皆無であり、必然的に本県開催を推進する中では、選択肢がないのが実態です。

五、国民健康保険制度における都道府県保険者の実現について

健康福祉部

国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保の加入者は、制度創設時に比べ農林水産業従事者及び自営業者が減少する一方、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者、非正規雇用者、長期療養者等も増加しています。

また、加入者の所得に対する保険料負担の割合は被用者保険の加入者と比べて著しく高くなつており、公的医療保険として公平性を欠いています。

加えて、保険料の引き上げや一般会計からの繰入はもはや限界

に達しており、制度の維持運営が困難な状況となっています。

ついては、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、政府の社会保障制度改革国民会議がまとめた最終報告書でも提言されたとおり都道府県を国民健康保険の保険者とすることが望ましいので、群馬県のご理解をお願い申し上げます。

六、風しん予防接種 に対しての県費助 成について

健康福祉部

最近の風しん罹患者数を見ると、これまでに予防接種を受ける機会が少なかった二十代から四十代の男性を中心に、成人の男女ともに増加している。特に妊娠初期の女性が風しんに罹患すると、生まれてくる子供が先天性風しん症候群を発症する可能性が高くなるため、これを防ぐことが重要です。現在は各町村独自で成人に対する予防接種費用への助成制度を設け行っておりますが、風しんの流行を抑

えるためには全県的な取り組みが必要であり、群馬県として助成制度を設けるよう要望いたします。

七、少子化対策の観 点から不育症に対 する公費支援策に ついて

健康福祉部

少子化問題については、人口減少や経済全般、社会保障（特に年金問題）、労働市場などに大きな影響を与える深刻な問題です。このような状況において、自然に妊娠しても胎児が育たず、流産や早産になってしまいう不育症に悩む方は、一説によりますと二・五割にも上ると言われています。

この不育症の原因は、感染症、内分泌代謝異常、染色体異常、免疫学的原因、血液凝固異常など様々です。治療は、高度で専門的な知識が必要のため、不育症に詳しい医師の診断や検査・治療が必要となり、保険適用外治療や検査は高額であるため治療を断念せざるをえないケースもあります。

つきましては、少子化対策の

観点から、若い夫婦の負担軽減を図り、子どもを産み育てる環境整備のため、補助制度の導入は必要と思われるので、国費助成制度の創設に関する国への働き掛けを要望いたします。

八、指定廃棄物最終 処分場に関する群 馬県の対応につい て

環境森林部

東京電力福島第一原子力発電所事故については、東京電力はもとより原子力政策を推進してきた国にも被災地を事故前の状態に戻す原状回復責任又は損害賠償責任があります。

同事故により発生した「指定廃棄物」については、それを保管している福島県をはじめ宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県における農業や観光業において、実害及びはかり知れない風評被害をもたらしています。特に、本県においては、本県産品の東アジアにおける輸入規制があり、「ぐんまブランド」が傷ついています。「指定廃棄物」を保管している各県は今回の原発事故の被害県です。

そのような状況の中で、国は「指定廃棄物」の最終処分場を各被害県内に建設するため、各被害県の市町村長にその安全性を説明のうえ、風評被害について十分に考慮されていない候補地選定の手順案を提示し、その候補地選定の理解を求めています。安全に関する住民の理解を得られないこと及び群馬県の町村は農業又は観光業が基幹産業になっている地域特性から、風評被害については止めることはできないことにより、どんな条件を提示されても最終処分場建設を受け入れる町村は群馬県内にはありません。

風評被害を受けている被害県への最終処分場建設は避けるべきであり、政府は「当該県内において処理すること」という放射性物質汚染対処特措法第七条による基本方針（平成二十三年十一月十一日民主党政権における閣議決定）を同法同条第五項に規定するところにより変更し、運搬コストは掛かっても風評被害を極めて受けにくい国内の土地を選定して最終処分場を建設すべきです。

群馬県におかれては、実害及び風評被害を受けている被害県

としての立場をご認識のうえ、県内の一部の市町村及び住民に最終処分場設置に伴う耐え難い苦痛を長期間にわたり受忍させることなく、全県民の安全・安心感を守るため及び風評被害から全県民の生活を守るため、県内自治体の先頭に立って適切に対応願います。

九、有害鳥獣対策に ついて

環境森林部・農政部

鳥獣害対策については、県においても野生鳥獣害対策協議会が設置され対策が協議されているところですが、なかなか効果的な対策が見いだせないのが現状ではないかと思えます。しかし、サル、クマ、イノシシ等による被害は年々深刻化しており補助事業だけではその拡大防止にも限界があります。引き続き、関係機関が協力しての個体数調査と迅速な被害防止対策を行うとともに監視体制の強化策を検討し被害が減少できるよう指導・対応をお願いいたします。

なお、捕獲従事者の育成及び農家の負担が軽減されるよう実質的な助成措置等お願いいたし

ます。

さらに、近年二ホンカモシカによる食害が顕著となっており、個体数調査をはじめ、監視体制の強化等も併せてお願いいたします。

十、ハツ場ダムの建設推進について

県土整備部

ハツ場ダムは、洪水から下流域の暮らしを守り、首都圏の水需要に対応するための多目的ダ

ムであるとともに、吾妻地域にとっては観光の拠点となる施設でもあります。

国土交通省は、先般、ハツ場ダム建設事業の基本計画で定めている完成時期を、現在の平成二十七年年度から平成三十一年年度に変更すると発表しました。

群馬県におかれては、下流都県と協力のうえ、地元住民の生活再建を早めるためにも、最新の技術力の駆使による更なる工期短縮を政府に働きかけていた

十一、地域高規格道路上信自動車道の整備区間指定と整備促進について

県土整備部

吾妻地域には上信越高原国立公園があり、また豊かな自然と温泉地を有する全国有数の観光地でありながら、高速交通網から取り残されております。雇用の創出、地域経済の活性化のためにも、上信自動車道の早期完成は地域沿線住民の悲願でもあります。

吾妻地域の整備区間指定は、

十二、金精トンネル(仮称)の建設について

県土整備部

片品村と栃木県日光市を結

ぶ、日本ロマンチック街道の一部である国道一二〇号の金精峠については、積雪のため冬期間閉鎖されています。年間開通されれば、広域的観光ルートとしての経済効果が期待でき、さらにトンネルの建設により両県に相当の経済効果がもたらされるので、金精トンネル(仮称)の調査研究を国へ働きかけていただきます。

十三、「浄化槽工コ補助金制度」と「浄化槽市町村整備事業における転換補助率四分の二」の継続について

県土整備部

污水处理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽工コ補助金」制度が創設され、平成二十四・二十五年度においても制度の継続をしていただいた効果により、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層推進され、大きな成果を上げることができました。

はばたけ群馬・県土整備プランでも掲げられている污水处理人口普及率の向上は、現実的には今後の合併処理浄化槽への転

換がその推進力の中心となることは明確であり、住民の負担を軽減する「浄化槽工コ補助金」を継続していただくことにより、住民の方への転換を推進するための広報や取り組みもしやすく、また財政的に脆弱な自治体にとっては平成二十五年度から「浄化槽市町村整備事業における転換補助率」が六分の一から四分の一に引き上げられたことも污水处理事業を運営する中

十四、スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの配置拡大について

教育委員会

教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラーは、児童生徒や保護者のカウンセリングだけでなく、教職員のメンタルヘルスケアの面でも大変大きな成果をあげております。本県では、平成二十五年度から県下全小中学校にスクールカウンセラーが配置され、その勤務体制は、小学校で一日四時間、中学校で一日六時間となっております。

で大きな財政的援助となっております。

以上のことから、水源県でありながら依然として全国的に低い群馬県の污水处理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質改善に直結する「浄化槽工コ補助金制度」の継続と、「浄化槽市町村整備事業における転換補助率四分の一」の長期的継続を要望いたします。

年々、課題を持った児童生徒が増え、学校におけるカウンセリング機能の充実が求められている中、スクールカウンセラーの配置については、児童生徒等がいつでも相談できる環境づくりが重要であります。

つきましては、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないという課題解決のためにも、スクールカウンセラーの勤務時間の拡大、そして、学校の実情に応じた勤務体制の確立を要望いたします。

また、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの配置についても要望いたします。

道州制の問題点などについて学ぶ

関東町村会トップマネジメントセミナー

関東町村会（関東各都県町村会で構成。会長は、本県宮前会長）では、町村が直面している課題の問題解決を図るため、副町村長、総務課長として分権時代にふさわしい必要な知識や管

理監督技術を習得することを目的とするとともに、希望する都県町村会の共同開催により、研修の効率化並びに県境を越えた町村どうしの情報・意見交換及び連携強化を図ることを目的と

して「関東町村会トップマネジメントセミナー」を開催した。今年十月二日～三日に、東京都・全国町村会館において、本会並びに埼玉県町村会、神奈川県町村会及び山梨県町村会か

ら副町村長・総務担当課長等六十九名の参加があり、参加者は、各講師の提言に真剣に耳を傾けるとともに、県境を越えた親睦を深めた。



精神科医・産業医・作家
奥田 弘美 氏

『部下をつつにしないためのメンタルヘルスケア』
『セルフケア・ラインケアの基本』



篠原コンサルティングオフィス代表
篠原 滋 氏

『地方自治体における不正・不祥事防止とコンプライアンス強化のあり方』

各演題と講師の紹介



東京大学名誉教授
大森 彌 氏

『道州制の問題点』



人間総合科学大学教授
・東京医科歯科大学名誉教授
藤田 紘一郎 氏

『イキイキ長寿健康法・免疫力を高める生活』
『アトピーからがんまで』

当選町村長紹介



片品村
千明 金造

一九四八年一月八日、片品村生まれ。六十五歳。趣味は早朝のウォーキング、ゴルフ。「初志貫徹」が座右の銘。最近読んで心に残る本は『天風哲学実践記』。



みなかみ町
岸 良昌

一九四七年七月二十五日、鳥取県鳥取市生まれ。六十六歳。趣味は読書。「公事無私」が座右の銘。これまで読んだ本で感動したのは『ローマ人の物語』。



群馬県町村議会議長会理事
(南牧村議会議長) 石井 輝雄

高齢化率日本一からの 脱却に向けて

明けましておめでとうござい

ます。県民の皆様のご健康とご
多幸を心よりお祈り申し上げます。

南牧村は、群馬県の南西部に
位置し、東と北は下仁田町、西
は長野県佐久穂町と佐久市、南
は多野郡上野村にそれぞれ接し
ています。

地形は一〇〇㌔内外の山々
に囲まれ、急峻で平坦地が少な
く、村の面積は一一・七八平
方㌔、その内九二㌔が山林原
野を占めています。気候は、年
間の平均気温は一〇℃内外、雨
量も一三〇㌔程度で、夏はそれ
ほど暑くなく、冬は雪も少なく、
上州名物「からっ風」もなく、
非常に住みやすい環境にありま
す。

村のほぼ中央を流れる南牧川
とその支流に沿って集落は点在
をしています。山々は陰阻な峰
や絶壁が多く、北と西は妙義荒
船佐久高原国定公園にあり、山
紫水明の、自然の豊かな美しい
村であります。

本村には、南牧三名瀑と称さ
れる「三段の滝」「線ヶ滝」「象
ヶ滝」が特に有名であります。



大日向のひとぼし祭り

また他に名称の付いた滝が三十
二ヶ所もあり、滝めぐりツア
ーも行われているほか、南牧
川のほぼ中央付近には「蟬の溪
谷」と称される溪谷があり観光
スポットとなっています。

歴史的には大変古く千三百年
以上の歴史があるといわれてい
ます。特に、永禄四年、武田信
玄の上州攻めの際に、圧政をし
ていた領主に反抗して、武田軍
に松明を持って加勢をしたこと
が起源とされる「大日向のひと
ぼし祭り」は、「国指定選択無
形民俗文化財」で、関東一の火
祭りとして、毎年八月十四・十
五日に行事が行われ「幻想的な
火祭り」を一目見ようと多くの
観光客がカメラを持って訪れて

います。

また、南牧谷の奥深く秘島・
ブッポウソウの鳴く仙境、通称
上州奥の院「黒滝山不動寺」は、
禅寺としても有名で、二〇〇五
年(平成十七年)NHK大河ド
ラマ「義経」の鞍馬山の撮影地
となったことでも知られていま
す。その他砥沢地区には、幕府
献上砥石の採掘場の跡地があ
り、特に砥沢神社の神殿の猿の
彫刻は素晴らしく、その歴史の
深さを物語っています。

本村は、群馬県で最初にコン
ニャク栽培の始まったところで
もあり、その起源は室町時代ま
でさかのぼると伝えられていま
す。コンニャク栽培が盛んな時
代には、農家は生産意欲もあり、
山地の畑になるところはわずか
でも耕し、中には五十段を超え
る段々畑もあり、その景観を
「耕して天にも昇る」と表現し
たそうです。歴史民俗資料館に
は当時からの貴重な用具が展示
されています。

平成十五年から整備を始めた
直売所「オアシスなんもく」も、
一昨年「道の駅」として登録さ
れました。今後は村の農産物の



なんしいちゃん

販売・地域特産品・農産加工品
などの販売は勿論、住民の情報
交換の場としての活用も期待さ
れています。

南牧村のマスコット「なんし
いちゃん」。前髪は本村の三名
瀑の「滝」をイメージしていま
す。服は「村章」、頭には村の
花「ひとつばな」を付け、手
には特産の「炭」を持っています。
各行事や取材に積極的に出演、
県内外のイベントにも参加、村
の知名度の向上や情報の発信、
観光のPRなど、マスコミ等で
も取り上げられ人気上昇中であ
ります。

現在の人口は二千百八十三人
余、世帯数は千四百五十五余であ
り、高齢化率は五七・一㌔、人
口減少率は△七・㌔でともに全国
一位となっています。

私も議会も、これから訪れ
る人口減少社会の問題点や対策
などを真剣に議論をしていま
す。それは、今後わが国が向か
える高齢化社会の姿がそこにあ
るからです。村民が「共に豊に
暮らしていける社会」をどう実

現していくか、長期的な視点で
現状を直視する必要があると考
えます。人口減少が進むことに
より地域のコミュニティの機能
が低下するばかりか「医療」
「教育環境」等々暮らしに欠く
ことのできない問題が顕在化し
てまいります。

幸いにして本村は自然環境に
恵まれています。この環境を生
かした村づくりが求められま
す。その第一歩として本村を縦
断する県道の「全線二車線化」
が重要なカギと考えています。
これが実現されますと長野県佐
久市や佐久穂町が生活圏の一部
となり、住民の生活圏が拡大し、
若者が安心して子育てのできる
自然豊かな生活環境へと変化する
と予想されます。これこそが
本村の少子高齢化からの脱却の
糸口になるのではなかと考えて
います。

本年六月には富岡製糸場と絹
遺産群も世界遺産に登録される
でしょう。また、近い将来現在
建設中の中部横断道も開通する
でしょう。そのことにより関西
や中部地方からの観光客も佐久
穂IC(仮称)を通じてこの南
牧谷を訪れることでしょう。

私たち議会は、村民の生活安
定と福祉の向上等夢の実現のた
めに精神誠意努力をしていきたく
と考えています。
本年もよろしくお願い申し上
げます。



道州制の導入断固反対

第57回町村議会議長全国大会
第38回豪雪地帯町村議会議長全国大会

東京・NHKホール



昨年十一月十三日、東京・NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者約千七百人が出席するなか、「真の分権型社会の実現を目指して」をメインテーマに、第五十七回町村議会議長全国大会が開催された（本大会において、第三十八回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併せて開催）。大会は、中川副会長（岐阜県会長）の開会のことは、国歌斉唱に続き、蓬会長（香川県会長）の開会挨拶、仙谷副会長（青森県会長）の大会宣言朗読の後、安倍内閣総理大臣、伊吹衆議院議長、山崎参議院議長、関口総務副大臣、石破自由民主党幹事長、藤原全国町村会長がそれぞれ祝辞を述べた。

議事に入り、要望事項、決議及び特別決議を満場一致で採択

し、出席者の総意を結集した「ガンバローコール」を行い、盛会裏に閉会した。

大会終了後、「想定を超える災害にどう備えるか」と題し、群馬大学広域首都圏防災研究センター長・群馬大学理工学研究

第57回町村議会議長全国大会

宣言

我々町村は、国民の生命を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、都市部では景気回復の兆しが見られるものの、町村は、少子・高齢化や過疎化の中で、依然として深刻な経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退の一途をたどっており、厳しい立場に立たされている。

加えて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響は、被災地のみならず我が国社会全体に及び、依然として大きな爪痕を残している。

特に、福島県の楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、

院教授 片田敏孝氏による特別講演が行われた。

講演会終了後には、要望、決議及び特別決議の実現に向け、郡町村議会議長会ごとに本県選出の国会議員へ要請活動を展開した。

決議

我々議会人は、本日、「第五十七回町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

一 東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立を期する

一 分権型社会の実現を期する

一 町村財政の強化を期する

一 議会の機能の強化を期する

一 農林水産業振興対策の強化を期する

一 中小企業振興対策の強化を期する

一 環境保全対策の推進を期する

一 情報化施策の推進を期する

一 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する

一 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する

一 教育・文化の振興を期する

一 交通及び生活環境の整備促進を期する

一 消防体制の強化を期する

一 国土政策の推進を期する

一 基地対策の推進を期する

一 豪雪、離島等の特定地域の振興を期する

国は、地方分権改革を推進するため、本年、「地方分権改革推進本部」を設置するとともに、「第三次一括法」を制定したが、依然として残された課題は多く、これまで以上に全国の町村の声に十分耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを大いに期待するものである。

東日本大震災からの復興 と大規模災害対策の確立 に関する特別決議

東日本大震災から二年八か月が経過し、被災地では、本格的な復興に向けた取組みが行われているが、その歩みは遅く、山積する諸課題の解決に向けて、国と地方が力を合わせ総合的に取り組む必要がある。

特に、福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、帰還が困難な被災者及び復興が遅れている市町村への支援を強化すべきである。

また、将来、想定される南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、左記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

一 被災自治体において、地域の主体性を生かした復興が計画的かつ着実に進めるよう、万全の予算措置を講じること。

また、政官産学の各界各層の英知を結集し、原発事故の早期収束と大震災からの早期

復興に向けた対策を積極的かつ早急に講じること。

二 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。

また、被災自治体における膨大な事務負担の軽減を図るため、事務手続きの緩和・簡素化の措置を講じること。

三 災害廃棄物の広域処理について、計画期間内に処理が確実に完了できるよう適切な対応を図ること。

また、引き続き、災害廃棄物の処理に関し、更なる広域的な対応についての調整及び支援等を講じること。

四 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産復興マスタープラン」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた

商業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

五 福島第一原子力発電所事故

により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範

囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とすること。

六 福島第一原子力発電所の汚染水漏れ事故については、真の事故収束と確実な汚染水処理に向けて、国が前面に立つて、早急に万全の対策を講じること。

七 南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、早急に必要な法制度の整備及び対策を講じること。

真の分権型社会の実現に 関する特別決議

地域のことは、地域が責任を持って決める。このことこそが地方分権改革の基本であり、真の分権型社会を実現させるまでの歩みを止めてはならない。

政府は、本年、「地方分権改革推進本部」や「地方分権改革有識者会議」を設置するとともに、義務付け・枠付けの見直し

や都道府県から市町村への権限移譲を定める第三次一括法を成立させるなど、地方分権の推進に向けた取組みを進めてきたところである。

しかしながら、国と地方の二重行政の解消や権限・事務・税

財源の一体的な移譲、義務付け・枠付けの更なる見直し等、地方分権改革に関する課題は、依然として多く残されており、町村が地域の実情に応じて、自らの発想で特色を持ったまちづくりができるためには、更なる地方分権改革を着実に推進する必要がある。

よって、左記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

一 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。

二 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大を図ること。その際、町村が条例化に向けて検討を行えるよう適切な情報提供を行うこと。

三 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。

四 法令によって都道府県から市町村に権限移譲を行うにあたって、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。

五 全国画一的な制度を見直し、町村の地理的状況や文化・歴史等を踏まえ、町村が

主体的に選択、実施できる制度の検討を進めること。

町村税財源の充実強化に 関する特別決議

近年、権限・ひと・仕事・情報・カネなどが大都市に集中する一方で、多くの町村は人口減少が進み、地域間の格差は広がる一方である。

こうした中、町村が行財政運営を円滑に進めていくためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の還元・増額と合わせ、一般財源の充実強化が不可欠である。

平成二十六年予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が年々増大を続ける中、地方が自己責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。よって、左記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

一 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の拡充を図ること。

二 地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。

三 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

四 自動車関係諸税の抜本的な見直しを行う場合は、町村にとつて極めて貴重な財源であることを踏まえ、税制上、現行の総額を確保すること。

五 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な關係を有し、本税の十分の七が町村の貴重な財源となつていことから、現行制度を堅持すること。

六 森林の整備・保全を町村が実施していることに鑑み、「地球温暖化対策のための石油炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与すること。

道州制の導入に断固反対する特別決議

我々町村議会は、平成二十年の町村議会議長全国大会以来、あらゆる機会を通じて、道州制の導入には反対であることを政府・国会に対し、強く要請してきた。

しかしながら、与党においては、「道州制推進基本法案」を国会に提出する動きがあり、一部の野党においては、すでに「道州制への移行のための改革基本法案」を提出するなど、道州制の導入を目指す動きが依然としてあることに強い不信の念を抱かざるを得ない。

これらの法案は、道州制導入の必要性・理念や導入後の具体的な姿を明確に示さないまま、期限を区切って国民会議に制度設計を委ね、さらに政府に対して法制整備を義務付けており、まさに道州制導入ありきの法案であると言わざるを得ない。

道州制が導入された場合、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の強制合併を余儀なくされ、結局は大都市やインフラ整備が整った中心地域にヒト・モノ・カネが一極集中し、地域間の格差はますます拡大するおそ

れが極めて強い。

加えて、効率性や経済性のみを優先し、一方的に再編された「基礎自治体」や道州では、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまふことは明らかである。

このような道州制は、地方分権とは似て非なるものであり、国を弱体化させるものである。むしろ今行ふべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。よつて、道州制の導入には断固反対する。

TPPに関する特別決議

TPP交渉は、年内にも合意するペースで交渉が進められていくとの報道があるが、この交渉の状況によつては、農林水産業を基幹産業とする町村の多くは、海外からの大量の安価な農林水産物の流入等により、深刻な打撃を被り、農山漁村が崩壊する恐れが高いと考えられる。

よつて、国は、目標とする食料自給率の達成、食の安全性の確保、農山漁村の景観及び自然環境の維持、水源涵養等の公益

的機能等を維持する観点及びこれまで営々と築き上げてきた制度を守る観点から、我が国の実情に十分配慮した交渉を行い、左記の点を確保し、状況によつては、TPP交渉からの脱退を含め、決然とした行動をとるよう強く要請する。

記

一 農山漁村に与える影響に鑑み、とりわけ、農林水産分野の重要五品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）などの聖域の確保を最

優先とすること。

二 国民の食の安全が損なわれないよう、食の安全・安心の基準を守ること。

三 国内林業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

四 国内水産業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

五 誰もがいつでも安心して適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を堅持すること。

第38回豪雪地帯町村議会議長全国大会

決議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るため

には、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よつて、政府・国会は、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、左記対策を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

一 豪雪地帯対策の充実強化

一 冬期における交通網及び通信網の確保

一 雪国の特性を活かした農業及び産業振興対策の強化

一 学校教育施設・生活環境施設等の整備及び医療・介護・福祉対策の強化

一 定住の促進及び居住環境の向上

一 雪害対策及び消防・防災体制の強化

一 雪資源の積極的な活用及び生活環境改善のための調査研究の総合的な推進

一 豪雪地帯の実状に即した税財政措置の確保

学んだ知識を地元還元

町村議会議員研修会開催

群馬県町村議会議長会は、昨年十月二十四日、吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び事務局職員等約三百人が参加した。

この研修会は毎年一回、著名な講師による町村や議会にとって身近な話題や緊急な事柄を研

修するもので、今回は、東京大

学教授・金井利之（かない・としゆき）氏、岩手県大槌町総務

部長・平野公三（ひらの・こうぞう）氏の二人から次の演題で

講演いただき、参加者は、こ

こで学んだ内容を地元での活動に

役立てようと熱心に聴講してい

た。

研修科目

『町村議会に』

期待する』

東京大学大学院
法学政治学研究科教授

金井 利之 氏



『あの東日本大震災津波から二年六か月、その経験と教訓を語り継ぐ』

岩手県大槌町総務部長

平野 公三 氏



第31回

議会広報研修会



芳野政明講師

「伝える広報」から

「伝わる広報」へ

群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十七日、前橋市・群馬県市町村会館において第三十一回議会広報研修会を開催した。

この研修会は、年に一度開催しているもので、今回は二十二町村、約百四十人の議員及び議会事務局職員が参加した。

講師の編集・出版アドバイザー芳野政明氏は、一方的に住民に広報するだけではなく、住民からの広聴も大切で、「伝える広報」から「伝わる広報」への改革が議会改革にも繋がる述べ、参加者は、訴求力ある編集方法や写真の扱い方等の具体的な説明を受けた。

また、午後は広報クリニック

に応募した榛東村、吉岡町及び片品村の議会広報紙を参考に実践的な編集技術を学んだ。

当選議長の紹介

甘楽郡下仁田町 佐藤 公夫

九月二十日 当選

甘楽郡南牧村 石井 輝雄

九月二十六日 当選

佐波郡玉村町 柳沢 浩一

十月二十五日 当選

議長会役員の異動

浅見 武志（玉村町）

十月二十二日 副会長退任

柳沢 浩一（玉村町）

十月二十五日 理事就任

「群馬県知事・町村議会議長懇談会」を開催



群馬県町村議会議長会は、昨年十一月二十二日、前橋市古市町・アニバーサリーコート ラシーネで大澤知事と県下町村議会議長との親睦を深めるための懇談会を開催した。

この懇談会は、高橋会長（榛東村議長）が自主・自立を目指す町村の発展のためには、県との連携をより一層深める必要があるとの認識から大沢知事に開催を打診し実現したもので、今回で四回目の開催となる。

懇談会には、大澤知事のほか久保田県議会議長、岩井県議会副議長、茂原副知事及び吉川副知事も出席し、親しく語り合い、親睦、交流を深めた。

議会運営の円滑化のために

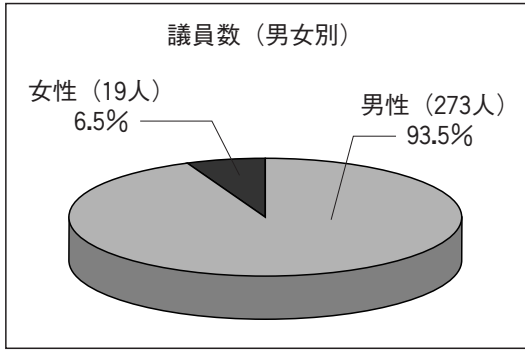
第五十九回町村議会実態調査から

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、平成二十五年で第五十九回を迎えた。

ここでは、その調査結果から、本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載した。

一、議員数（総数）

議員定数二百九十五人（対前



別表1 議員数（在職年数）

在職年数	議員数	構成比
12 年未満	232 人	79.5%
12 年以上 24 年未満	53 人	18.2%
24 年以上 40 年未満	7 人	2.3%
40 年以上	0 人	0.0%

年七人減）、実数は二百九十二人

二、議員数（男女別）

男女別議員数はグラフのとおり

別表2 議員数（年齢構成）

年 齢	議員数	構成比
25 歳以上 30 歳未満	0 人	0.0%
30 歳以上 40 歳未満	6 人	1.7%
40 歳以上 50 歳未満	12 人	5.7%
50 歳以上 60 歳未満	61 人	22.6%
60 歳以上 70 歳未満	163 人	56.9%
70 歳以上 80 歳未満	50 人	13.1%
80 歳以上	0 人	0.0%

り（男性議員は対前年五人減、女性議員は増減なし）

三、議員数（在職年数）

「別表1」のとおり

四、議員数（年齢構成）

「別表2」のとおり

五、常任委員会

設置数は次のとおり

五委員会 一町

三委員会 三町（対前年一増）

二委員会 十九町村（対前年二減）

一委員会 九人、最

低は四人（対前年一増）

委員会定数の最高は九人、最

低は四人

六、議会運営委員会

県内全町村が設置。委員定数の平均は五・七人

七、議会事務局

県内全町村が設置

専任職員は事務局長二十人

（前年同）、職員二十一人（対前

年一人減）、一議会あたりの専

任職員数は一・八人（対前年

同）。兼任職員を含めても約

二・三人（前年同）

一議員あたりの職員数は約

〇・一八人（前年同）

八、議会広報活動

議会広報は県内全町村が発行

うち二十町村が議会単独発行

九、本会議

一町村あたりの開催状況は次

のとおり

（一）定例会

県内全町村が年四回開催

し、一定例会あたりの会期日

数は十・四日、うち、本会議

日数は二・九日、傍聴者数は

十九・四人

（二）臨時会

開催回数は一町村平均年

二・五回、一臨時会あたりの

会期日数、本会議日数は共に

一日、傍聴者数は一・六人

十、議員報酬、費用弁償

（一）議員報酬

「別表3」のとおり

県内町村平均の対前年比較では全役職で前年を下回った。

（二）費用弁償

本会議、委員会へ出席した

際の費用弁償は、県内全町村

が支給していない。

十一、議会基本条例

三町村（昭和村、東吾妻町、

大泉町）が制定

別表3 議員報酬

単位：円

区 分	議 長	副議長	議 員	常任委員長	議運委員長
H25.7.1 本県平均	271,169	213,029	192,498	201,448	201,198
H24.7.1 本県平均	273,885	214,717	194,861	202,815	202,554
対前年比（%）	99.0%	99.2%	98.8%	99.3%	99.3%

日本では毎年三万人近く
の人が自殺しているとい
う。例えとしては不謹慎と
言われるかもしれないが、
大きな町一つの住民全員
が、毎年、毎年自ら命を絶
っていることになる。こう
考えると三万人という数字
は、とてつもなく多いと感
じる。

また、死に至らないまで
も、自殺しようとした人、

たが、副題に「自殺」とい
うなにやら物騒な文字を見
つけ、題名とのギャップに、
より興味を惹かれて手に取
った。

この本の作者の岡さん
は、地域の社会文化的特性
が、住民の精神衛生に与え
る影響を明らかにしたい
と、コミュニティの特性と
自殺率との関係に関心を持
ち、自身の研究テーマとす

おすすめの1冊



生き心地の良い町

岡 檀著

講談社

あるいは頭の中を「自殺」という文字がよぎった人の数を数えれば、その数は膨大なものになるだろう。

る。ユニークなのは、自殺を研究しようとする、どうしてもその原因や個人の人の柄などに目を向けようとすると思うが、岡さんは全く逆の発想で、自殺が少ない地域には、自殺予防因子があるのではと考え、調査を開始する。

題名を見て、人々が元気で生き生きと暮らす町の様子を紹介する本なのかと思っ

会う。そこから統計資料の分析や海部町の現地調査が始まった。

海部町に入ると、聞き取り調査や住民アンケートを行い、①赤い羽根募金が集まらない、②小中学校の特別支援学級設置に反対、③商工会議所に勤めていた四十一歳の男性を教育長に抜擢、④選ばれて議員になつたからには、古参も新人も同等、⑤でけんことはでけんと早う言いなさい。はたに迷惑がかかるから、⑥移住者によって発展してきた、地縁血縁の薄いコミュニティ、など海部町の特徴を集めた情報からこの町の自殺予防因子を五つ上げている。

それは、①(前記①、②とリンク)いろいろな人がいてもよい、いろいろな人がいたほうがよい、②(同③)人物本位主義をつらぬく、③(同④)どうせ自分なんて、と考えない、④(同⑤)「病(やまい)」は市(いち)に出せ、⑤(同⑥)ゆるやかにつながる、である。

こうしたことが自殺の少ない町の要因であると仮説をたて、自殺の多い地域と

の比較調査などで明らかにしていく。このキーワードを見ただけでは分かりづらいつと思うが、海部町は人々の多様性を認め合うという暗黙の了解が、自然と息づいてきた町なのではないかと感じた。

また、娘が自殺し親せきの心ない叱責、周囲の人達からは「死ぬ気になれば何でもできる」といった言葉の暴力や批判を受けた母親の「自殺ってそれほど悪いことなのでしょうか」という悲痛な訴えを聞き、岡さんは自殺した人を決して責めない心で誓う。

そして、今からでもできる心がけとして「どうせ自分なんて」と言うのをやめませんかと呼びかけている。ストレス社会に生きる私自身も、この言葉をつい思い浮かべてしまうことがあるが、そうした時にはすぐさま自分自身に警戒警報を発しなければならぬ。

※ 徳島県海部町は、2006年に合併し、現在は海陽町の一部となっている。

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日程	会場
正副会長会議	1月9日(木)	群馬県市町村会館 町村会役員室
理事会	1月22日(水)	群馬県市町村会館 町村会役員室
定期総会	2月12日(水)	群馬県市町村会館 大会議室
群馬県市町村総合事務組合 定例会	2月18日(火)	群馬県市町村会館 特別会議室
会計管理者研修会	2月21日(金)	群馬県市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日程	会場
正副会長会議	1月8日(水)	群馬県市町村会館
理事会	1月10日(金)	群馬県市町村会館
定期総会	2月20日(木)	群馬県市町村会館

平成26年町村長・町村議会議員任期満了日一覧

町 村 長		町村議会議員	
町村名	月 日	町村名	月 日
草津町	1月29日	みなかみ町	4月30日
高山村	3月30日	昭和村	12月10日
東吾妻町	4月22日		
長野原町	4月29日		
南牧村	4月30日		

